

地域密着型特別養護老人ホーム 鼎の郷 重要事項説明書

〈令和6年12月1日現在〉

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0297-84-1686 受付時間：午前9時00分～午後15時00分

担当 介護支援専門員または生活相談員

* ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

2. 地域密着型介護老人福祉施設 鼎の郷 概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	指定地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特別養護老人ホーム 鼎の郷
所在地	茨城県稲敷郡河内町金江津 7501-2
介護保険指定番号	地域密着型介護老人福祉施設 (河内町指定 0893800052 号)

(2) 当施設の職員体制<短期入所生活介護と兼務>

	資 格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名	0名	管理業務の統括	1名
嘱託医	医師	0名	1名	利用者の健康管理	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	0名	1名	介護サービス計画の作成等	1名
栄養士	栄養士	1名	0名	献立作成・調理等	1名
調理員		1名	3名	調理	4名
機能訓練指導員	言語聴覚士	0名	1名	機能訓練の指導及び援助・リハビリ計画作成等	1名
生活相談員	介護福祉士	1名	0名	生活相談	1名
事務職員		0名	1名	事務業務	1名
介護 ・ 看護職員	介護福祉士	7名	3名	介護業務	10名
	看護師	0名	1名	看護業務	1名
	准看護師	1名	1名	看護業務	2名
	介護職員初任者 研修修了者等	2名	2名	介護業務	4名
合計		14名	14名		28名

(3) 当施設の設備の概要

定員		29名	医務室	1室
居室	個室	29室(1室10.70㎡)	食堂 機能訓練室	3室
浴室		個別浴槽・機械浴槽があります。	交流スペース	1ヶ所
談話コーナー		3ヶ所	テラス	1ヶ所

3. サービス内容

①施設サービス計画の立案

介護支援専門員資格を有する者が、利用者、契約者、担当職員と相談し、介護サービスを基に計画を立案します。

②食事

利用者の嚥む力や飲み込む力、また日々の体調の変化に合わせた食事づくりをこころがけていきます。栄養バランスや季節感を考えた献立で、常食・粥食・きざみ食等一人ひとりに合わせた食事を提供します。また、食事はできるだけ食堂で食べていただけるよう配慮します。

・食事時間（おおよその目安です。その日の体調や生活リズムに配慮します。）

朝食 7:30～9:00 昼食 12:00～13:30 夕食 18:00～19:30

③入浴

身体の機能や健康状態に合わせて個別浴槽・機械浴槽を利用し、週に2回以上の入浴を行います。ただし、心身の状態に応じて、入浴できない場合や清拭となる場合があります。

④介護

施設サービス計画に沿って、食事・入浴・排泄・口腔・更衣・移乗・移動等の介助を行います。また、施設サービス計画作成前でも、必要に応じた介助を行います。

⑤機能訓練

機能訓練を担当する職員が、個別にリハビリを実施します。また、日常生活の中で生かせる生活リハビリも行います。

⑥生活相談

介護支援専門員、生活相談員等が、利用者や家族の方の介護の悩み等の相談に応じます。

⑦健康管理

突然状態が変化しやすい利用者の普段の健康状態を把握するために、体温・血圧・脈拍・食事の摂取量・排泄の状態の確認に努めています。利用者だけでなく職員も感染症の予防のために、うがいや手洗いを励行しています。

また、当施設では、年1回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。

そのほかに、週2回程度医務室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。

⑧栄養管理

栄養ケアマネジメント等栄養状態の管理を行います。

⑨理美容サービス

利用者のご希望により、理美容サービスを提供します。ただし、料金は自己負担となります。

⑩行政手続代行

ご希望の際は職員にお申し出ください。ただし、手続きに係る費用はその都度お支払いいただきます。

⑪レクリエーション

当施設では、利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。また、クラブ活動も行っております。（音楽、習字、生け花、編み物）

4. 利用料金

(1) 基本料金

- 介護給付によるサービス
- その他の介護給付サービス加算

※ 料金とその概要につきましては、別紙料金表をご覧ください。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（別紙料金表のとおり）

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証（所得に応じて食費、居住費を軽減する制度です。詳しくは役場福祉課に相談して下さい。）の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）の負担となります。

②居住費に要する費用（光熱水費及び室料、建設設備等の減価償却費等）

この施設及び設備を利用される方には、光熱水費額及び室料（建設設備等の減価償却費等）を、負担していただきます。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日当たり）の負担となります。

*外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合も、1ヵ月のうち6日目までは負担限度額認定の適用対象となります。（外泊時費用＋居住費）

*入院等で長期にお部屋を空けておく際、7日目以降はこちらの判断でショートステイに利用させていただくことがあります。どうしてもお部屋をお取り置きしたい場合は、基準額相当の居住費を頂きますのでご了承ください。

③その他の費用

理美容サービスや行政手続代行、教養娯楽費等は、利用いただいた場合に実費を負担いただきます。

(3) 支払方法

毎月、15日頃までに前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払いください。

その際、領収証を発行致します。

お支払い方法は、銀行振込・窓口現金払い・口座自動引き落としの3通りの中から契約の際に選べます。

5. 退所の手続き

(1) 退所手続き

①利用者の都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合。

※この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

- ・利用者がお亡くなりになった場合。

③その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、または利用者や家族等が当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合が

ございます。この場合、契約終了の 30 日前までに文書で通知いたします。

- ・利用者が病院または診療所に入院し、明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または、入院後 3 ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。なお、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し退所していただく場合がございます。この場合、契約終了 30 日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

利用者 1 人ひとりの意思及び個性を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを心がけていきます。小規模な家庭的な環境の中で、その人らしく、あたり前の生活ができるよう支援し、地域とのつながりを重視しながら、開かれた施設であるよう努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年 1 回 外部研修を実施しています。
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	原則としていたしません。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間・・・10 時から 15 時までです。事務所窓口で面会簿へのご記入をお願いします。(冬季等感染症の流行している時期は制限があります。)
- ・会計受付時間・・・月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 3 時までの間に事務所窓口にお越しください。事前連絡お願い致します。
(土曜・日曜・祝日は現金の取り扱いができませんので了承ください。)
- ・外泊、外出・・・できる限り前日までに連絡ください。
- ・飲酒、喫煙・・・施設内、全面禁止となります。
- ・設備、器具の使用・・・職員に声かけの上、お使いください。
- ・金銭、貴重品の管理・・・希望の方は、介護支援専門員、生活相談員までお申し出ください。
- ・所持品の持ち込み・・・職員と相談してください。
- ・施設外での受診・・・家族の方の付き添いをお願いいたします。
- ・火気の取扱い・・・防火上、ライター・マッチ等は施設が管理します。また、施設内での使用は原則禁止です。
- ・ペット・・・介護支援専門員、生活相談員までご相談ください。

(4) 禁止事項

宗教活動・政治活動・営利活動はお断りいたします。

7. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。

8. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束は行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者及び、家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時に、理由及び状態等について記録を行います。

- ① 緊急性 : 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ② 非代替性 : 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③ 一時性 : 利用者本人または、他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9. 協力医療機関等

協力医療機関	医療法人 蓋誠会 宮本病院
所在地	茨城県稲敷市幸田 1247
診療科目	内科・整形外科・皮膚科・循環器内科・泌尿器科・腎臓内科・消化器内科・眼科 精神科・呼吸器内科・神経内科・小児科・放射線科・リハビリテーション科 糖尿病・代謝内科・人工透析

協力医療機関	医療法人社団 透光会 大栄病院
所在地	千葉県成田市桜田 1 1 3 7
診療科目	内科・小児科・作業療法・神経科・精神科・精神科デイケア

10. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者のご家族、市町村及び関係機関等へ連絡するとともに必要な措置を講じます。また、事故発生の原因究明と予防の検討を行い、再発防止に努めます。なお、ご利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

11. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により契約者又は利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者又は利用者に故意が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

12. 非常災害対策

- ・防災設備・・・スプリンクラー・消火器は常に有効に保持するよう努めます。
- ・防災訓練・・・年2回行います。

13. 運営推進会議

利用者及び市町村職員並びに地域住民の代表等に対し、提供するサービス内容等を明らかにすると共に地域との連携を保ち、更にはその提供するサービスの質の確保及び向上を図る為に、運営推進会議を設置し年に2回開催いたしますので、ご理解とご参加をお願いいたします。

12. サービス内容に関する苦情

①施設利用者相談・苦情担当及び責任者

担当者 介護支援専門員もしくは生活相談員 電話 0297-84-1686

責任者 施設長 加賀谷 吉也

受付時間 (9:00~15:00)

②その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

区市町村名 河内町

担当課 福祉課

電話番号 (代表) 0297-84-2111

茨城県国保連合会 介護保険課 苦情係

電話番号 029-301-1565

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

14. 当事業所の概要

名称・法人種別
代表者役職・氏名
法人所在地・電話番号
法人が運営する事業

社会福祉法人 河内厚生会
理事長 秋 山 義 継
茨城県稲敷郡河内町生板 8 9 0 7 0 2 9 7 - 8 4 - 0 3 1 1
1. 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム あじさい苑
2. 指定短期入所生活介護事業所 あじさい苑
3. 指定通所介護事業所 あじさい苑
4. 指定居宅介護支援事業所 あじさい苑
5. 指定居宅介護支援事業所 ひだまり
6. 指定訪問入浴介護事業所 ひだまり
7. 指定通所介護事業所 ひだまり
8. 指定訪問介護事業所 ひだまり
9. 指定認知症対応型通所介護事業所 ひだまり
10. 障がい福祉サービス ひだまり
11. 指定短期入所生活介護事業所 さくらがわ
12. 指定通所介護事業所 さくらがわ
13. あじさい苑介護職員初任者研修講座
14. 指定認知症対応型共同生活介護事業所 みつば
15. 指定小規模多機能型居宅介護事業所 みつば
16. 指定介護老人保健施設 もえぎ野
17. 指定短期入所療養介護事業所 もえぎ野
18. 指定通所リハビリテーション もえぎ野
19. 指定訪問リハビリテーション もえぎ野
20. 指定居宅介護支援事業所 もえぎ野
21. もえぎ野カフェ（喫茶店）
22. 指定介護老人福祉施設 南三咲
23. 指定地域密着型介護老人福祉施設 南三咲
24. 指定短期入所生活介護事業所 南三咲
25. 指定居宅介護支援事業所 南三咲
26. 指定通所介護事業所 南三咲
27. サービス付き高齢者向け住宅 ひだまりあみ
28. 訪問看護ステーション ひだまりあみ
29. 多機能型事業所あじさい福祉園 れるび
30. 共同生活援助事業所あじさい福祉園 れるび
31. 指定地域密着型介護老人福祉施設 あおば
32. 指定介護予防短期入所生活介護事業所 あおば
33. 指定認知症対応型共同生活介護事業所 あおば

令和 年 月 日

地域密着型特別養護老人ホーム「鼎の郷」入所にあたり、契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 茨城県稲敷郡河内町生板 8 9 0 7

名称 社会福祉法人 河内厚生会

理事長 秋 山 義 継 ㊞

説明者 地域密着型特別養護老人ホーム 鼎の郷

氏名 _____ ㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から地域密着型特別養護老人ホーム「鼎の郷」についての重要事項の説明を受け、地域密着型特別養護老人ホームのサービス提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 _____ ㊞

契約者 住所

氏名 _____ ㊞